

堺市立堺高等学校全日制同窓会 会 則

第 1 章 総 則

第 1 条 当会は、堺市立堺高等学校全日制同窓会（以下、同窓会という）と称する。

第 2 条 同窓会の事務局は、堺市立堺高等学校全日制的課程（以下、学校という）に置く。

住所を、大阪府堺市堺区向陵東町一丁 10 番 1 号とする。

第 3 条 同窓会は、学校の発展に寄与するべく後援を行い、会員相互の親睦を図るべく次の事業を行う。

- (1)同窓会総会
- (2)学校発展の後援に必要な事業
- (3)会員相互の親睦を図る事業
- (4)同窓会広報に関する事業
- (5)その他理事会および役員会で決議した事業

第 2 章 会 員

第 4 条 同窓会会員は、次の通りとする。

- (1)正会員 学校卒業生のうち、入会を希望する者。
- (2)特別会員 学校現旧職員
- (3)名誉会員 学校発展に貢献し、役員会の推薦を有し総会で承認された者

第 5 条 正会員は学校在校生のうち、入会を希望する者が卒業と同時に入会とする。

第 3 章 議 決 機 関

第 6 条 同窓会は、議決機関として総会および役員会を開催する。

第 7 条 総会は、会長が招集し次の項目を審議する。ただし、開催回数は年に 1 回とし、原則 5 月の第 4 日曜日開催とする。出欠確認の取れない者は、委任されたものとみなす場合がある。

- (1) 前年度の決算および事業報告の承認
- (2) 本年度の予算および事業計画の承認
- (3) その他、同窓会の事業に大きく関わる事項等の承認

第 8 条 総会の決議は、出席者のうち正会員の過半数により決定とする。

第 9 条 総会開催にあたり、役員会は次の項目を決議しなければならない。

- (1) 決算および事業報告
- (2) 予算（案）および事業計画（案）
- (3) その他、同窓会の事業に大きく関わる事項等

第 10 条 役員会は会長が招集し、役員総数の 3 分の 2 以上で成立とする。ただし、委任状を含めるものとする。出欠確認の取れない者は、委任されたものとみなす場合がある。役員会

堺市立堺高等学校全日制同窓会 会 則

は、総会開催に関わらない事項のうち、同窓会運営に関する事項全般を決議する。

第 11 条 役員会の決議は出席者の過半数により決定とする。ただし、賛否同数の場合、会長により最終決定とする。

第 4 章 執 行 機 関

第 12 条 執行機関については組織規定に別に定める。

第 5 章 会 計

第 13 条 同窓会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

第 14 条 年度ごとの決算は、次年度早々に役員会を経て総会に報告し承認を得ること。

第 15 条 正会員は、卒業時に終身会費を納めること。なお、一切の返納は認めない。

第 16 条 同窓会は、運営に賛同する者の寄付等を収入とすることができる。

第 17 条 同窓会は、事業推進のため会員より寄付を募ることができる。

第 18 条 予算執行等の詳細は、会計規定に別に定める。

第 6 章 附 則

この会則は、平成 28 年 11 月 27 日より施行とする。

この会則は、平成 29 年 9 月 16 日より改正施行とする。

この会則は、令和元年 12 月 8 日より改正施行とする。

この会則は、令和 4 年 4 月 1 日より改正施行とする。